

# 十和田市三本木霊園合葬墓

## Q&A

### **申込み等手続きに関すること**

十和田市役所 まちづくり支援課

十和田市西十二番町6番1号

電話番号 0176-51-6726

年末年始、祝日を除く(月)～(金)

午前8時 30 分から午後5時 15 分まで

### **埋蔵・改葬等の日程に関すること**

三本木霊園管理事務所

十和田市東十三番町 45 番 1 号

電話番号 0176-23-4439

年末年始を除き毎日

午前8時 30 分から午後5時 15 分まで

十和田市

## 焼骨所持に関する Q&A

(1) 火葬前でも申込みは可能ですか？

⇒ 火葬前の申込みはできません。現に焼骨を所持していることが要件であるため、火葬許可証で火葬が完了していることを確認します。お手数ですが火葬後にお申込みください。

(2) 十和田市民ですが、所持しているのは死亡時において十和田市以外に住所を有していた者の焼骨です。申込みは可能ですか？

⇒ 可能です。使用者が十和田市民であれば、亡くなった方の住所は問いません。

## 改葬に関する Q&A

(1) 三本木霊園一般墓地に焼骨を埋蔵していますが、住所は十和田市外にあります。三本木霊園一般墓地から改葬し、合葬墓の利用を申込むことは可能ですか？

⇒ 可能です。三本木霊園一般墓地から合葬墓に改葬する場合、住所は問いません。ただし、一般墓地は更地にして返還していただくことになります。

(2) 三本木霊園一般墓地の名義人ですが、焼骨は埋蔵していません。十和田市に住所がありますが、合葬墓を使用することはできますか？

⇒ 現在使用している区画を返還した後であれば、焼骨所持又は生前予約での使用が可能です。返還の際は、区画を原状（使用開始時の状態）に回復して返還してください。

(3) 三本木霊園一般墓地の名義人ですが、焼骨は埋蔵していません。十和田市に住所は有していない場合、合葬墓の使用許可申請は可能ですか？

⇒ 三本木霊園一般墓地の返還後、焼骨所持の区分であれば申込みが可能です。ただし、住所が十和田市外であるため、死亡時において十和田市に住所を有していた者の焼骨を所持していることが要件となります。

(4) 三本木霊園一般墓地を返還し、合葬墓に改葬したいと考えています。1区画 65,000 円と規定されていますが、2区画使用している場合の使用料を教えてください。

⇒ 2区画使用している場合は 65,000 円 × 2区画 = 130,000 円です。

(5) 三本木霊園一般墓地の名義人は亡くなっています。名義人の配偶者や子が改葬や合葬墓の申込みをすることは可能ですか？

⇒ 一般墓地から合葬墓に改葬する場合、一般墓地の利用者と合葬墓の利用者は同一となります。そのため、一般墓地の名義人が亡くなっている場合は名義変更の手続き後に改葬手続き及び合葬墓の申込みを行ってください。

(6) 十和田市民ですが、現在使用している墓地は市外にあります。合葬墓への申込みは可能ですか？

⇒ 可能です。

(7) 改葬しようと考えていますが、現在使用している墓地に何人分の焼骨が入っているか知りません。人数を知る方法がありますか？

⇒ 現在使用している墓地の管理者にお問い合わせください。墓地、埋葬等に関する法律およびその施行令では、墓地の管理者は死亡者の名前や埋蔵年月日を記載した帳簿を備えることと定められています。

(8) 現在使用している墓地の墓じまいを考えていますが、市営の合葬墓以外にはどのような方法がありますか？

⇒ まずは現在使用している墓地の管理者等にご相談ください。また、近年は自治体以外にも合葬墓や永代供養墓が整備されている寺院や宗教法人、民間の霊園がありますので、そちらもご検討ください。

(9) 改葬の際、再火葬は必要ですか？

⇒ 必ずしも必要ではありませんが、納骨袋に入れて埋蔵するため、焼骨以外の土などの混入を避けるようにご協力願います。

## 生前予約に関する Q&A

- (1) 「自己の死後に焼骨を合葬墓に埋蔵する者（埋蔵実施者）」は親族以外の友人などでも選任できますか？  
⇒ 選任できます。選任される方の同意があれば、続柄は問いません。
- (2) 生前予約での合葬墓の使用が決まりましたが、その後市外に転出することになりました。使用权はどうなりますか？  
⇒ 使用权は残ります。ただし、市外に住所がある方の死亡情報は把握できないため、死亡後3年が迫っても埋蔵実施者に対しお知らせすることができません。使用者の焼骨が3年以内に合葬墓に埋蔵されるよう、埋蔵実施者と調整をお願いします。
- (3) 生前予約の抽選で落選した場合、翌年の生前予約の募集に応募することはできますか？  
⇒ 応募可能です。
- (4) 応募回数や家族の状況等で、生前予約が優先されることはありますか？  
⇒ 市営墓地の抽選という性質上、生前予約で特定の方を優先することはありません。
- (5) 合葬墓の使用許可証は、使用者と埋蔵実施者のどちらが保管するものですか？  
⇒ どちらでも構いません。合葬墓に埋蔵する際は使用許可証が必要になるため、あらかじめ埋蔵実施者が保管する方が紛失のリスクは少ないと考えられますが、親族や埋蔵実施者と調整して保管する方を決定してください。
- (6) 毎年生前予約の募集に応募していますが、当選しません。このままでは自分の死後に合葬墓に入ることができません。  
⇒ 生前予約の性質上募集枠に限りがあるため、複数回応募しても当選しない場合があります。あらかじめご了承ください。  
しかし、「焼骨所持」の要件に該当する場合は生前予約をしていなくても合葬墓の申込みを通年で受け付けています。

## 埋蔵までの流れに関する Q&A

- (1) 合葬墓の使用許可を受けましたが、三本木霊園まで埋蔵に来る時間がありません。焼骨を郵送などで送って埋蔵してもらうことはできますか？  
⇒ 郵送などでの受付はしていません。直接持参してください。
- (2) 三本木霊園まで焼骨を持参しましたが、バスや新幹線の都合上、埋蔵まで立ち会う時間がありません。焼骨を霊園管理人に渡して帰ることはできますか？  
⇒ 可能です。埋蔵の立会いは任意のため、焼骨と必要書類をお渡しいただければ霊園管理人が埋蔵します。
- (3) 合葬墓への埋蔵を遺族が行うことはできますか？  
⇒ できません。転落等の事故防止のため、焼骨の埋蔵は市職員又は霊園管理人が行います。
- (4) 火葬が終わりましたが、合葬墓への埋蔵までの期間焼骨を三本木霊園で保管してもらうことはできますか？  
⇒ できません。焼骨の保管は使用者側でお願いします。
- (5) 合葬墓の使用許可を受けましたが、合葬墓ではなく他の墓地を利用することになりました。支払った使用料は返還されますか？  
⇒ 使用料の返還は行いません。合葬墓の使用は慎重にご検討ください。
- (6) 期限までに埋蔵しない場合、罰則はありますか？  
⇒ 罰則はありませんが、使用許可を取り消す場合があります。

## その他の Q&A

- (1) 申込時に支払う使用料以外に、毎年管理料などの費用は発生しますか？  
⇒ 発生しません。合葬墓にかかる費用は、申込時にお支払いいただく使用料のみです。ただし、焼骨の数によって金額が決まるため、複数体の焼骨の埋蔵を申込み場合はご注意ください。また、使用料の返還は行いませんので、合葬墓の使用についてはご家族と十分相談するなど慎重にご検討ください。

- (2) 合葬墓に焼骨を埋蔵しましたが、三本木霊園は遠くてお墓参りに来るのが難しくなってきました。自宅近くの墓地に改葬することはできますか？  
⇒ 一度合葬墓に入れた焼骨はいかなる場合でも取り出すことはできません。合葬墓の使用については今後のお墓参り等も含めご家族とよく話し合うなど慎重にご検討ください。
- (3) 故人が生前愛用していた万年筆や眼鏡等の遺品や副葬品を、焼骨と一緒に埋蔵することはできますか？  
⇒ 焼骨以外を埋蔵することはできません。あらかじめご了承ください。
- (4) 献花、線香、果物や飲み物などのお供えはできますか？  
⇒ 献花、線香については献花台をご利用ください。果物や飲み物などについては献花台横のスペースを利用させていただいて構いませんが、必ずお持ち帰りください。多くの方々が共同で利用するものですので、ご理解とご協力をお願いします。
- (5) 埋蔵時や年忌法要などの宗教的儀式を行う場合、時間の制限等がありますか？  
⇒ 時間の制限は特に設けませんが、次の予約がある場合は配慮をお願いする場合があります。
- (6) 焼骨の埋蔵だけを行う場合、所要時間はどれくらいですか？  
⇒ 合葬墓までの移動時間も含め、10～15分で終了します。
- (7) 埋蔵した故人の名前を刻む墓誌のようなものはありますか？  
⇒ 墓誌、記名板等をご用意しておりません。あらかじめご了承ください。
- (8) 永代供養との違いはありますか？  
⇒ 永代供養は各寺院等で宗教的儀式を行うことが一般的と考えられますが、三本木霊園合葬墓では供養祭等の宗教的儀式は行いません。